

北海道の提案に対する関係省庁の回答について

平成 17 年 10 月 6 日
内閣府『道州制特区』推進担当室

『道州制特区』については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）」に基づき推進しており、平成17年4月からは、内閣府に『道州制特区』推進担当室を設置するとともに、『道州制特区』関係省庁連絡会議を設置し、各省庁とも連携を図りながら、北海道の提案について真摯に対応しているところ。

一方で道州制そのものについては、国家の統治機構につながる根本的な改革でもあり、導入の是非、制度設計等をはじめとして政府の方針決定は行われておらず、そのような状況下において、『道州制特区』を道州制そのものの導入の先行実施として位置付け、取り組むことは困難である。

そこで、『道州制特区』については、地方分権のモデル的な取組として、現行の都道府県制を前提としつつ、広域性のメリットを活かした権限移譲等を実施することなどにより、国民がその成果を実感することを通じ、道州制に関する国民的な理解や論議が深まる効果を期待するものと位置付けているところ。

したがって、国の地方支分部局と北海道の機能等統合についても、道州制を前提とした機能等統合ありきではなく、北海道の特性を活かした連携・共同事業や権限移譲という個別具体的な地方分権のモデル的な取組を進めることによって、結果的に機能等統合を進めていくべきと考えているところ。

政府としては、北海道からの提案について、できるものから取組を進め、成果をあげていきたいと考えており、今後とも北海道と十分に連携・調整を図っていきたい。

なお、平成17年8月4日に北海道から提出のあった関係省庁の回答の反論に対する再回答は別紙のとおりである。

北海道の提案に係る関係省庁の回答状況

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	北海道の反論(平成17年8月4日)	各省の再回答
1	厚生労働省	理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	<p>・調理師養成施設の指定及び監督については、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で検討している。</p> <p>・理容師・美容師養成施設については、理容師・美容師試験が全国一律の国家試験であり、それぞれの養成施設の卒業が受験資格の要件の一つとされていること等から、全国一律の判断基準をもって指定等を行う必要があり、移譲は困難である。</p>	<p>・理容師・美容師養成施設の指定及び監督についての権限を知事に移譲するよう提案しているが、指定及び監督に当たっては、各省令に基づいて行うことを想定している。従って、養成施設の卒業が、国家試験の受験資格の要件となっていることになんら支障が生じるものではないものと考えらる。</p> <p>・また、他の保健医療関係の国家資格に係る厚生労働省所管の養成施設の指定に当たっては、都道府県の事務を経由事務等に限定しているにもかかわらず、理容師・美容師養成施設の指定については、必要な調査に関する事務等を法定受託事務としており、実態としては二重行政となっている面もあることから、指定・監督も含めて、道において一元的に行った方が効果的・効率的であり、移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・理容師養成施設又は美容師養成施設の指定及び監督に関する事務の実施、運用等については、道の自主性にゆだねられることは、北海道と他の地域との間で、当該事務に係る判断基準に相違が生じるおそれがあることから、提案を認めることは困難である。</p> <p>・また、前回の回答でも示しているとおり、理容師養成施設又は美容師養成施設については、理容師試験又は美容師試験が全国一律の国家試験であり、それぞれの養成施設の卒業が受験資格の要件の一つとされていることから、その指定及び監督に関する事務は全国一律の判断基準をもって厚生労働大臣が行うこととしているものであり、理容師養成施設又は美容師養成施設の指定事務の一部が法定受託事務になっているという理由をもって、当該事務を国から道へ移譲することは困難である。</p> <p>・なお、道の提案を踏まえ、調理師養成施設の指定及び監督については、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で検討している。</p>
2	厚生労働省	総合衛生管理製造過程(HACCP(ハサップ))の承認、監視指導等の権限の移譲	<p>・本制度は、食品衛生法に基づく食品の規格基準の特例としての意味を有するものであり、より高度な判断が求められることから国の責任において実施される必要があり、移譲は困難である。</p> <p>・内閣府より、事後の監視指導等について、道と情報交換等を行い連携を図ることについて検討要請中。</p>	<p>・製造基準の特例を含む承認申請が提出された場合、国に対し製造方法の基準に適合しない方法の適否について意見を求めること(仮:総合衛生管理製造過程承認事前確認書)を想定しており、移譲後においても食品衛生の確保は可能なものと考えらる。</p> <p>・また、道においては、申請者からの事前相談の対応、承認後の監視指導の事務を既に担っており、実態としては二重行政となっていることから、承認等に関する事務を含めて、道において一元的に行った方が効果的・効率的であり、移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・国が行う総合衛生管理製造過程の承認事務に関し、審査の基準の客観化が可能な部分については、道が行うことについて道と協議する。</p> <p>・また、食品の種類や製造方法が申請企業により多様であるため、基準の客観化が困難なHACCPプラン等に関する審査は、地域間格差が生じないように国で一元的に行う。</p> <p>・なお、全国に複数の製造施設を有し、全国に流通する食品を製造している申請者も多く、関係業界も厚生労働大臣による全国一律の承認を希望している。米国においても、HACCP制度は、州等の地方政府ではなく、連邦政府が一元的に実施している。</p>
3	厚生労働省	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等(結核予防法等)を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	<p>・身体障害者福祉法に基づく更生医療については、今国会に提出している障害者自立支援法案において国が開設者である医療機関も含めて都道府県が指定及び監督の事務を行うこととしている。その他の公費負担医療についても、国から都道府県に権限移譲することについて、特段技術的な問題は無いものと考えている。</p>	<p>・既に移譲される方向で法案が提出されている身体障害者福祉法に基づく更生医療以外の公費負担医療についても、国から都道府県に権限移譲することについては、特段技術的な問題は無いとのことであるが、実際に権限移譲が行われるものと考えてよいか、移譲されるとすれば、そのスケジュールはどのようにするのか御教示いただきたい。</p>	<p>・当省としては権限移譲を行う方向で検討を行っているところであるが、権限移譲を行うにあたっては個々の法律について法改正が必要である。法改正については、それぞれの法律について次期改正時に速やかに行うことを検討しているが、『道州制特区』全体のスケジュールを踏まえながら、適切に対応してまいりたい。</p> <p>・なお、障害者自立支援法案は、第162回通常国会において、衆議院の解散によって審議未了により廃案となったが、第163回特別国会に再提出したところである。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	北海道の反論(平成17年8月4日)	各省の再回答
4	厚生労働省	自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	<p>・自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金については、雇用保険法に基づく三事業であることから財源は全国の事業者からの保険料であり、特定の自治体のみ異なる助成要件等を設けることは公平性を欠くこと等から困難である。地域創業助成金については、不良債権処理の加速に伴う雇用情勢の悪化に対応するために時限的な措置を講じたものであり、移譲は困難である。</p> <p>・なお、地域創業助成金については、本年度より、前身の地域雇用受皿事業特別奨励金を見直し、助成対象についてより地方公共団体の意見を反映する仕組みに変更したところである。</p> <p>・内閣府より、助成要件等について、道の意見を反映できる協議の場の設置等について検討要請中。</p>	<p>・自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金については、雇用保険の保険料を財源としているため、特定の自治体のみ異なる助成要件等を設けることは公平性を欠くことになり、移譲は困難とされているが、道としては、助成事業の趣旨に沿って、地域の実情に適合した適切な運用を図れば、公平性を欠くことにはならないものと考えている。</p> <p>・また、景気回復の歩みが遅れている本道では、郡部においては新規学卒者が地元で職を探している一方、離職者が都市部へ流出してしまっており、自立就業支援助成金の活用が難しいなど、全国一律の受給条件では各種助成金を効果的に活用することが難しい事情にある。</p> <p>・このため、各助成事業の趣旨に沿って地域の実情に適合した適切な運用を図って、依然として厳しい本道の経済・雇用情勢の改善を図るため、3助成金事業を交付金化した上で道に財源とセットで権限を移譲し、地域の実情を踏まえて道が行う地域づくりや産業振興施策で生まれた雇用需要に対して助成を行うなど、各助成金の趣旨・目的を効果的に達成できるよう、再度検討していただきたい。</p> <p>・なお、地域創業助成金については、存続期間中における統合化・交付金化について再度検討していただきたい。</p>	<p>・地域創業助成金について、道が主体的にその対象や支給基準等について設定できるよう、その仕組みについて双方で協議する。</p> <p>・雇用保険三事業については、全国の事業主がその保険料を負担している制度であるが、北海道については、道の事業主の負担を上回って給付が行われている実態等を踏まえれば、北海道に三事業に係る助成金の要件設定等を委ねることは、北海道にとってはむしろマイナスになるものと思料。</p>
5	農林水産省	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	<p>・道が実施計画・工事について主体的に実施することについては、各種工事を一体的に実施することの効率性や国営事業の実施主体としての責任の明確性の観点から困難であるが、今後更に緊密な連絡調整と円滑な事業実施を図るため、新たに関係者で連携会議を設置したい。</p>	<p>・今回の提案は、将来の道州制を展望し、国の地方支分局と道との機能統合の形態を、早期に実施することが比較的可能と思われる連携・共同事業として、国営農地再編事業によりモデル的に行うことを提案したものであり、回答のあった連携会議の設置ではなく、連携・共同の成果が期待できる事業の実施を再度検討していただきたい。</p> <p>・なお、共同実施の方式については、国営農地再編整備事業に係る国の権限に属する事務のうち、区画整理の実施設計や施工に関する事務を、換地業務(法定受託事務として北海道知事が実施)と一体に、北海道が国から契約等により責任分担を明確にしたうえで受託する方式を考えており、事業の実施権限はあくまでも国にあることから、問題は生じないものと考えられる。</p>	<p>・北海道の農業振興という観点における「連携・共同事業」は、本来的には、国と道とがそれぞれの役割を適切に分担しつつ、国営事業及び補助事業を密接に連携して実施することであると考える。</p> <p>・このことから、今後、連絡調整会議を設置するなどにより、国、道及び市町村ほか関連団体の間の連絡調整のより一層の緊密化を図り、北海道における農業振興に努めて参りたい。</p> <p>・なお、今般の道の提案は、国営事業の補助率を維持したまま道が主体的に実施したいとする、本来、道が実施できる事業の補助率高上げの要望に他ならず、また、行政側の事務手続きの増大につながるものことから、本質的に「道州制特区」の議論に馴染まないと考えている。</p>
6	農林水産省	民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	<p>・民有林直轄治山事業については、災害等による国土保全・国民生活への影響にかんがみ、国の責任において区域を限定して直轄事業として行っており、その整備状況が不十分であるため移譲は困難である。なお、事業の実施に際しては、これまでも道との連携を図ってきたところであるが、一層の連携強化を図られるよう検討したい。</p> <p>・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得よう要請中。</p>	<p>・民有林の治山事業は、災害等から住民の安全等を守るため道でも行っており、国でなければ担えないものではないと考えている。</p> <p>・また、提案している事業については、整備が未だ不十分であるため、移譲が困難とされているが、必要な財源が移譲されれば、道において引き続き整備を継続することは可能と考える。</p> <p>・加えて、北海道は、他都府県とは異なり、道内で事業が完結することから、本事業が移譲されれば、これまで道で実施していた民有林補助治山事業も含め、一括して事業を実施することにより、流域一帯として地域特性に応じた治山施設の整備を効果的に行うことが可能となるため、地方分権のモデル的取組として大きな意義があるものと考えられ、移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・道の御提案の中にある、流域一帯として地域特性に応じた治山施設の整備を効率的に推進するための仕組みとして、今秋を目途に、道と国との連絡調整の場である「治山事業連絡調整会議」を設置する考えであり、一層の連携強化を図って参りたい。</p> <p>・また、民有林直轄治山事業は、1都道府県の範囲が否かにかかわらず、災害等の国土保全・国民生活への影響が特に重大な場合に、国の責任において重点的に対処しているものである。</p> <p>・御提案の北海道内の民有林直轄治山事業については、現時点での移譲は困難であるが、直轄事業としての整備状況を踏まえ、道と協議の上、国の負担割合を1/2として移管する方向で対応して参りたい。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	北海道の反論(平成17年8月4日)	各省の再回答
7	農林水産省	農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	<p>・本事務については、直轄事業と補助事業に関する各種情報の共有を通じて事業全体の効果的かつ効率的な実施に資することを目的として平成13年4月から道とも十分に相談した上で、現在の仕組みに変更したところである。申請者や道に過大な負担や支障が生じているとは聞いておらず、現行の仕組みを継続したい。なお、より効率的に事務を進める観点から、経由事務に係る文書処理の一層の迅速化を図る仕組みを検討したい。</p> <p>・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。</p>	<p>・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、地方支分部局の権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、本件についても、そのための段階的取組の一つと位置付けることができ、農業関係行政事務の簡素化にもつながるものでもあることから、経由事務の移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・本事務については、直轄事業と補助事業に関する各種情報の共有を通じて事業全体の効果的かつ効率的な実施に資することを目的として平成13年4月から道とも十分に相談した上で、現在の仕組みに変更したところである。</p> <p>・事務の簡素化という道の提案の趣旨に沿い、経由事務に係る文書処理の一層の迅速化を図る仕組みについて、道と協議して参りたい。</p> <p>・なお、道との協議に当たっては、道の提案が国の地方支分部局との機能等統合に向けたものであることから、中央省庁等改革基本法の趣旨も踏まえ、道提案の実現に向けた第一歩として、他省所管の事業と同様、基本的に国の地方支分部局である北海道開発局へ補助事業に係る事務を委任することも含め、検討して参りたい。</p>
8	経済産業省	商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	<p>・商工会議所が行う原産地証明や国際商事紛争の調整等の広域的・国際的業務に関して全国的な同質性の確保が求められること等も踏まえるとすべての権限移譲は難しいが、全国知事会の意見や『道州制特区』で提案があったことを踏まえ、一部権限移譲ができるかどうか検討している。</p> <p>・内閣府より、道の提案の趣旨を踏まえ権限移譲について検討を行うよう要請中。</p>	<p>・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、地方支分部局の権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、経済産業局等と道との間で併存している商工会議所法に係る権限を一元化し、道で一括処理することにより、道民の利便性の向上を図ることを目指しているものである。</p> <p>・原産地証明等の全国的な同質性の確保が必要な事項については、国等との情報交換などの連携が図られることで、その確保が可能であると考えられることから、各種権限の一括移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・全国的、広域的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要な事項以外の権限を、都道府県知事に移譲ができるかどうか検討しているところ。</p> <p>・今後、商工会議所等の関係者と調整を行い、年度内を目途に結論を得る所存。</p>
9	経済産業省	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画(TMO計画)の認定・変更認定等の権限の移譲	<p>・TMO計画については、国が支援を行う上で全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるため権限移譲は困難である。</p> <p>・中小小売商業振興法に基づく電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画については、道について、他の都道府県にまたがることがないので、移譲について検討したい。</p> <p>・補助金の交付金化については、事業のニーズが地域や年度により偏りが大きいこと、また、全国的観点から行われる政策に係るものであり、先進的なモデル事業や政策効果の高い事業への重点化を図る必要があることから交付金化は困難である。</p> <p>・内閣府より、補助金については地方団体の使い勝手が良いように改善する余地がないか検討要請中。</p>	<p>・国の意見は、TMO計画の認定は関連補助事業の前提となるもので、全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるとしている。しかし同様のスキームである中小小売商業振興法の計画認定の権限は、平成3年から都道府県の事務となっているため、中心市街地活性化法の認定においても道が一元的に行うべきであり、事業者の負担の軽減や事務の効率化などのメリットがある。なお、資料提供など国が計画内容を把握できるような仕組みにすれば支障はないものと考えており再度検討していただきたい。</p> <p>・国の意見は、補助金の交付金化について事業のニーズが地域や年度により偏りが大きいなどとしているが、複数年における平均額を交付するなど、交付金化するための工夫の余地は未だあるものと考えられるため、再度検討していただきたい。</p>	<p>・TMO計画については、現在、まちづくり三法の見直しを審議会等多方面で検討を進めているところ。TMOについては商業活性化のみならずまちづくり全体にマネジメントを行うよう機能拡充する方向である。これらに取り組む地域に対しては、関係省庁と一体となり、国の政策を集中して支援することを検討中であり、法改正を踏まえ、国としての役割を検討する。</p> <p>・中小小売商業振興法の高度化計画認定については、平成11年の改正で6つの計画の内の4つについては知事に権限を移譲している。残る電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画は法が広域を想定しているため国の認定としている。これら2つについても今後検討してまいりたい。</p> <p>・補助金の交付金化については、三位一体の改革において対応しているものがあり、更に今後、中心市街地活性化法の見直しを踏まえつつ、中小商業対策予算全体の見直しをしていく方針である。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	北海道の反論(平成17年8月4日)	各省の再回答
10	国土交通省	過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	<p>・過疎地有償運送許可に当たっては、当該過疎地において公共交通機関がない等やむを得ない状況があるかを慎重に判断する必要があり、また、運行管理体制の整備や事故防止の措置、損害賠償措置等の確認等、安全の確保や利便性の確保のための措置は、事業者と同様に求められるものであり、この点、地域に差異が生じるものではなく、全国一律の基準に照らす必要があり、移譲は困難である。</p> <p>・内閣府より、運営協議会、地域交通会議等への道の参画を促し、道との連携強化を図るよう検討要請中。</p>	<p>・「公共交通機関がない等やむを得ない状況があるかを慎重に判断する必要があり」と、「運行管理体制の整備や事故防止の措置、損害賠償措置等の確認等、安全の確保や利便性の確保のための措置は、事業者と同様に求められる」とはご指摘のとおりであるが、これらについては、北海道運輸局又は運輸支局が運営協議会における協議に構成員として関与し、その専門的な知見を反映させることを制度的に担保すれば足りると考えられる。</p> <p>なお、公共交通機関の有無や安全上の措置等については、本来、運送が有償で行われるか、無償で行われるかを問わないはずであるが、過疎地において大勢を占める無償運送の福祉バスやスクールバスについて、法令上、地方運輸局による関与は無いものと理解しており、有償運送に対する関与のみをとらえたご指摘は不十分である（なお、道は無償のバスに対する補助金の支出など一定の関与がある。）。</p> <p>公共交通機関空白の過疎地において、NPO等による有償運送を認め「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日国 自旅第240号)に関する想定問答において、北海道運輸局の見解として、「運営協議会で、合理的であると考えられる理由から交通空白地域であると判断したものについては、運輸局でも空白であると認めると考えてよいか」との問に対し、「運輸局若しくは運輸支局も運営協議会の構成員となっており、運営協議会の判断による」との回答を示しているところ。</p> <p>・そもそも過疎地有償運送を認めるかどうかは、公共交通機関空白の過疎地という、専ら交通行政の範疇である一般乗合バス事業者による有償運送が成立しがたい地域において、いかなる住民を対象に、いかなる輸送を行うことが適当かを判断するものであり、住民の要望、無償の福祉バスやスクールバスとの調整等が不可欠であることから、最終的な許可権限については、専ら交通行政を担う北海道運輸局ではなく、より住民と密着した総合行政を担う北海道がふさわしいと考えるものである。</p> <p>なお、繰り返しになるが、過疎地は公共交通機関空白の地であり、仮に過疎地有償運送がうまく機能しない場合には、地域の足が損なわれることから、事例の集積を待って問題が生じた場合に改めて検討したいとの考え方には賛同できない。</p>	<p>・NPO等による過疎地有償運送については、有償で他人を運送する行為である以上、輸送の安全の確保は事業の場合と同様に求められるものであり、地域により疎密を生じさせるべきものではない。このため、運行管理、車両の整備管理、運転者の監督・指導、事故発生時の対応等の管理運営体制が整備されているか、損害賠償のための措置がとられているか等について、全国一律の基準に照らして国において判断・確認し、許可を行う必要がある。</p> <p>・その際、輸送の安全については、安全上の基準の制定、基準への合致状況の判断(許認可時の審査)、事後のチェック、違反等があった場合の指導・行政処分、といった一連の行為が一体不可分となって確保されるものであり、基準のみならずその運用においても、全国的な見地から国が責任をもって安全確保を図る必要がある。特に、許可時の審査に当たっては、運行管理体制や運転従事者の能力・経験が、輸送の範囲や規模、周囲の交通状況等に十分対応したものとなっているか等について、他の地域での運用実績等とのバランスも考慮しつつ、総合的な判断を求められる。このため、地域交通行政について専門的な知見を有する地方運輸局において審査し、許可の判断を行う必要がある。</p> <p>・また、過疎地有償運送は、バス・タクシー等の公共交通機関によっては住民等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認める場合に、事業用ではなく自家用自動車を用いた有償運送を例外的に認めるものである。このため、当該許可に当たっては、過疎地有償運送を導入することにより、既存のバス路線等がかえって撤退に追い込まれて交通空白地域が拡大し、地域住民の足の確保が困難となるような事態を避けるため、無償の福祉バスやスクールバスの運行状況も含め、対象となる地域における交通空白の状況や輸送ニーズ、既存事業者のバス路線等との競合関係を踏まえて適切に判断する必要がある。</p> <p>・さらに、利用者の利便を確保するためには、過疎地有償運送が提供される区域のみならず、それに隣接する区域を含めた地域全体の鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関との整合性を図り、地域の交通ネットワーク全体の維持・発展の観点から見て適切な輸送サービスの提供を確保する必要がある。</p> <p>・このため、現行制度では、生活交通について関係者間で議論する場として運営協議会等を設置し、地域住民のニーズを把握している地方公共団体の意見も反映しつつ、輸送の安全及び地域の交通ネットワークについて専門的な知見を有する地方運輸局が許可を行うことで、利用者にとって安心安全な輸送サービスの提供を図っているところである。</p> <p>・国土交通省としては、許可手続きのさらなる迅速化を図るとともに、運営協議会の設置・運営等について必要な助言を行い、道内における必要な過疎地有償運送が円滑に導入されるよう、道と一層連携を強化してまいりたい。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	北海道の反論(平成17年8月4日)	各省の再回答
11	国土交通省、農林水産省、環境省	都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	<p>・国土交通大臣の同意は、国の利害との調整を図るため必要な手続であり、同意の廃止は困難である。なお、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、地方分権の視点から都市計画のあり方について今年度中に社会資本整備審議会都市計画分科会に諮問し、検討する予定である。</p> <p>・農林水産大臣の協議は、国の責務である優良農地の確保のため必要な手続であり、廃止は困難である。</p> <p>・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得よう要請中。</p>	<p>・都市計画は地域が主体的に取り組むべきとされていることから、各種調整についても都市計画事務の一環として道が主体的に行うべきものと考えており、国の利害との調整を図るため、国土交通大臣の同意の廃止は困難とされているが、北海道都市計画審議会には関係行政機関も構成員となっており、それぞれの立場の意見等が審議に反映されていることや、国の施設管理者とも都市計画法に基づく協議がなされていることから、大臣同意の廃止について再度検討していただきたい。</p>	<p>・国土交通大臣が管理者である都市施設に関する都市計画については、道の事務負担軽減の観点から、都市計画法第18条第3項に規定する国土交通大臣の協議と同法第23条第6項に規定する施設管理者の協議を一括して行うことを検討する。</p> <p>・なお、国の協議対象については、地方分権改革推進会議における地方分権についての意見及び地方分権に係るこれまでの都市計画制度改正についてのフォローアップを踏まえ、社会資本整備審議会の意見を聴いた上で、全国共通の課題として検討していく予定である。</p> <p>・農林水産省の協議については、道の事務負担軽減の観点から、道の提案を具体的に聞きながら、事前調整のあり方について検討する。</p>
12	国土交通省	直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	<p>・直轄砂防事業は、広域的であるか否かにかかわらず、流域の人命・財産の保全の観点から、特に重大なものについて国の責務として実施しているものであり、御提案のあった道内で実施中の2地域の直轄砂防事業については整備は未だ不十分な状況にあるため、引き続き国が実施する必要があり、移譲は困難である。</p> <p>・内閣府より、事業の実施に際して、道と一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。</p>	<p>・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、今回提案している2地域については、過去に道が補助砂防事業で実施した経緯もあり、対応可能と考える。</p> <p>・提案している2地域の事業については、整備が未だ不十分であるため、国が引き続き整備する必要があるとのことであるが、2地域の現在の事業実施状況等を鑑み、必要な財源が移譲された上で、道において引き続き整備を継続することが可能と考える。</p> <p>・また、移譲により、予算要求等において、道の裁量権が増すと考える。</p>	<p>・直轄砂防事業は、特に影響の重大なものについて国の責務として実施しているものであり、御提案のあった道内で実施中の2地域の直轄砂防事業については大規模災害によって流域の荒廃が進んだことを契機として着手したものである。また、流域の整備は未だ不十分な状況にあるため、移譲は困難であるが、今回の提案を受け、改めて点検を行い、流域の人命・財産の保全及び溪流整備状況から移管可能な溪流については国の負担割合を1/2として道への移管を進める方向で道と協議していく。</p> <p>・なお、直轄砂防事業及び道施行砂防事業の双方について情報共有・調整等を行うため、連絡調整のための会議を設け、道と一層連携を強化して参りたい。</p>
13	環境省	国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	<p>・捕獲許可権限については、国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じることも想定されるため、権限移譲は困難である。</p> <p>・内閣府より、市町村からの申請に対し、国、道で対応に齟齬が生じないよう一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。</p>	<p>・捕獲許可権限については、「国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じる」とのことであるが、特定鳥獣保護管理計画の区域に国指定鳥獣保護区を含む場合は、その策定時に国に協議を行っているため、道に権限移譲を行っても支障はないものと考えている。</p> <p>・また、北海道は、四方を海に囲まれ独自の生態系を保持しているため、本道の自然環境の特殊性や鳥獣の生息実態を熟知した北海道において、捕獲許可を行う方が効果的・効率的であると考えており、権限移譲について再度検討していただきたい。</p>	<p>・捕獲許可権限については、国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じることも想定されるため、権限移譲は困難である。</p> <p>・道の意見の中で、特定鳥獣保護管理計画の協議が終了していることを理由に、個別の捕獲許可を不要としても問題ないとしているが、特定鳥獣保護管理計画の協議の内容は、個体数管理の考え方、防護柵の設置等被害防除の進め方、生息環境の整備に関する計画等、特定鳥獣の保護管理に関するマクロ的な計画に対する協議にとどまっている。したがって、捕獲許可の要件である、捕獲者の特定、捕獲数、捕獲期間、捕獲の区域、捕獲の方法等、個別に捕獲の内容を審査するための必要な情報は記述されていないことから、特定鳥獣保護管理計画の協議が行われたことをもって、個別の捕獲に対し環境省との調整が完了しているとは認められない。</p> <p>・また、北海道の自然環境等に通じた行政機関が捕獲許可を行うことが効果的・効率的であるとの指摘であるが、環境大臣の許可権限は道内の出先機関の長に委任されていることから、国としても北海道の自然環境等を十分に踏まえた対応が可能となっている。</p> <p>・国指定鳥獣保護区には、世界遺産への登録が決定した知床もあることから、国指定鳥獣保護区の管理に当たっては、環境省が主体的に行う。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(「特区」における対応)	北海道の提案の具体的内容(平成17年8月15日)	各省の再回答
14	法務省・財務省・厚生労働省	<p>CIQ業務への地方公共団体職員派遣</p>	<p>・出入国管理に係る権限行使については、我が国の主権の行使として、国が自らおこなうべきものであることから、当該権限行使について地方公共団体の職員に委託することは困難である。なお、地方公共団体の職員による国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。</p> <p>・国際チャーター便については、近隣税関官署等からの職員の応援体制により、要望に沿った適切な対応をしている。税関業務については、主要諸外国においても国の仕事とされているところである。いずれにせよ地方公共団体職員による業務のサポートについては、その範囲など、どこまで可能であるか検討を行っていく。</p> <p>・検疫業務は国が行うべき業務であり、国際チャーター便に対する検疫については、運航2週間前までに連絡をいただければ、近隣の検疫所から職員を派遣し適切に対応している。北海道管内においては、国際チャーター便の増加に対応するため増員を図るなど検疫体制を強化した。</p>	<p>・北海道では、地域の国際化や観光振興の推進により活力ある地域社会を形成するため、国際定期路線及び国際チャーター便の運航促進や受け入れ体制の整備に積極的に取り組んでいる。</p> <p>・特に、近年、道内各空港において、東アジア地域からの国際チャーター便の乗り入れが急増しているとともに、2005年7月14日、南アフリカ共和国ダーバンで開催された第29回世界遺産会議で「知床」が新たな世界遺産として登録されたことから、海外からの観光客の増加が期待されている。</p> <p>・しかしながら、道内空港におけるCIQ体制については、必ずしも需要に応じた体制が十分とはいえないため、今後増加が予想される外国人観光客に対応することができないことが懸念されている。</p> <p>・このようなことから、北海道観光の振興のため、CIQ関係職員の増員を要望する。</p> <p>・なお、これまでの国の対応状況から見て、早急な増員が難しい面もあると思われることから、増員が困難な場合、特に入国管理業務を充実することが緊急の課題であるため、当面、地方公共団体職員の派遣により業務の一部を補完させ対応したいと考えている。</p> <p>また、税関及び検疫業務も含め、空港でのCIQ業務が円滑かつ迅速に行われるよう「国際旅客便関係機関連絡会議」を活用し、協力体制の一層の充実・強化を図っていくこととしたい。</p>	<p>・チャーター便等への対応については、本局及び近隣出張所からの応援派遣、成田空港支局に置かれている審査遊撃班の活用、台湾・韓国におけるプレクリアランスの実施等により迅速かつ円滑な審査に努めてきたが、更なる対応については、バイオメトリクスを活用した新たな出入国審査体制の導入など制度上の見直しに加えて、地方公共団体の職員を活用する方策について、関係機関ともよく協議しながら真摯に検討することとした。</p> <p>なお、地方公共団体職員の活用方策等については、去る8月22日に道と協議を行ったところであり、相互の連携を強化するため道等の職員を行政実務研修員として札幌入国管理局に受け入れるなど具体的な方策について今後も引き続き協議を重ねてまいりたい。</p> <p>さらに、平成18年度増員要求において、北海道内のチャーター便等の審査を行うため、新千歳空港に空港審査応援班9人の新規配置を要求している。</p> <p>・国際チャーター便については、近隣税関官署等からの職員の応援体制により要望に沿った適切な対応をしているところであるが、更なる対応については、関係機関とよく協議をしたうえで真摯に検討を行っていく。</p> <p>・現在、国際チャーター便の検疫については、近隣の検疫所から職員を派遣し、要望に沿った対応を行っているところであるが、今後とも、「国際旅客便関係機関連絡会議」の活用などにより、空港におけるCIQ業務の円滑かつ迅速な実施を図ることとしたい。</p> <p>また、国際チャーター便が今後大幅に増加するような場合であっても、行政需要に応じた適切な対応ができるよう努めることとしている。</p>